

松原市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

大阪府との連携を行い「ふるさと雇用・緊急雇用事業」を活用し、景気悪化により失業を余儀なくされた人や就労がより困難となった中高齢者の人等の緊急的な就労を確保し、生活の安定を図ってまいります。(市民生活部)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携をし、障害者・母子家庭の母親・中高齢者等のなかで就労意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えている人を対象に、雇用就労につながる支援事業に取り組んでおります。今後もより一層連携を強化し、雇用就労の実現に向けた支援を図ってまいります。(市民生活部)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府、C-STEP、JOBカフェ、障害者就業・生活支援センター等の各機関との連携を強め、若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等の就労困難者に対する専門的かつきめ細やかな支援の充実を図ってまいります。(市民生活部)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

企業団体が構成されている各種の協議会等の役員会・総会場で改正最低賃金法等の新たに施行された法令についての周知を図ってまいります。(市民生活部)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本市におきましては、これまで低入札価格調査制度や公募型指名競争入札など多種多様な入札方法を導入し、公共工事の入札及び契約の適正化に努めてまいりました。総合評価入札制度の導入につきましても、大阪府や近隣各市の状況等も参考に今後研究してまいりたいと考えております。

また、委託契約にあたりましては、最低賃金法を尊重することを基本としておりますが、連合大阪リビングウエイジ額の導入につきましても、今後研究してまいりたいと考えております。

(財政部)

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の考え方にに基づき、就労意欲があるにもかかわらず就労できない若者や母子家庭の母親等が、就業を通じて経済的自立を図り仕事と生活の調和のなかで暮らしていけるように、各関係機関との連携を強め、厳しい雇用情勢のもと就業できるような支援を図ってまいります。(市民生活部)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

産業集積地と地元企業との連携を強化することは、地域産業の振興を図るうえで非常に重要であると認識しております。本市ではビジネス・マッチング事業としまして、商工会議所が首都圏で共同開催する展示商談会に係る費用の一部を補助しております。さらにクリエイション・コア東大阪の利用を促進することにより、ビジネスチャンス及び販路の拡大のために取り組んでまいります。(市民生活部)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

大阪府及び商工会議所等関係団体と協働し、研究・検討を進めていきたいと考えております。
(市民生活部)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

全国的な不況により、中小企業者は依然厳しい経営状況にあります。大阪府の制度融資の活用を促進することに加え、制度融資と連携した本市の融資制度につきましても、より利用しやすい環境整備を行うことにより、事業者の円滑な資金繰りを支援してまいります。(市民生活部)

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

地場企業への優先発注につきましては、本市では従来より市内業者育成の観点から、地元中小企業の受注機会の確保を行っているところです。

今後とも、地元中小企業への受注機会の拡大に努めてまいります。(市民生活部)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

(財)全国中小企業取引振興協会では、全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談や紛争の早期解決に向けての裁判外紛争解決手続(ADR)を実施する「下請かけこみ寺」を開設しているところです。

中小企業庁が作成した相談窓口のチラシ等で事業者への周知を徹底し、相談窓口のより一層の有効活用を図ってまいります。(市民生活部)

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

少子高齢化の進展や国の三位一体改革など、本市を取り巻く環境は厳しいものです。そのため、より一層の効率的かつ効果的な行政運営が必要です。

このような行政運営を行う目的は、市民の皆さんに「松原市に住んで良かった」と思っていただけのまちづくりを進めていくことであると考えております。したがって、本市総合計画を基本とし、市民の方のニーズに合致した施策をより一層進めてまいります。(財政部)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、本市におきまして、平成17年度に「松原市行財政改革大綱」と「松原市行財政改革実施計画」を策定し、行財政改革に取り組んでいるところです。

行政の使命として市民の安心・安全を守ることは最重要であると考えております。また、経済の停滞は社会全般に悪影響を及ぼすため、これらに関して積極的かつ有効な施策を進めてまいります。

現在、市民の方に行財政改革の目的やその内容について広報紙やホームページにおいて積極的に周知しております。また、職員に対してもなぜこのような改革が必要であるのか理解してもらうため庁内での情報の共有を進め、意識啓発に取り組んでいるところです。(財政部)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

国における地方分権改革推進委員会の勧告や大阪府における地方分権推進制度を十分に考慮し、本市の実情に合った形で事務移譲を進めております。

平成22年度から3ヶ年の期間において、大阪府が市町村に対し、特例市並みの事務権限を移譲することが検討されております。このことに関しまして、今後、市民ニーズのさらなる把握や本市の体制の整備を行うこと、また府に対し財政的・人的な支援の要望を行うことや、他市町村に対し広域連携についての十分な協議を行ってまいりたいと考えております。(財政部)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

本市では、地方分権改革が叫ばれるなか、将来への安定的な行財政運営を行うため、徹底した行財政改革に取り組んでいるところです。政府は、5月の月例経済報告において「雇用情勢は、急速に悪化しており、厳しい状況にある」としており、本市においても現状の経済情勢や雇用情勢を反映した税収の減少や、引き続き三位一体改革の影響による地方交付税の削減、社会保障関係費や公債費の増加等により、大変厳しい財政運営を迫られております。

地方自治体には地域住民へのきめ細やかな行政サービスの提供が求められており、本市独自の施策展開を行うには、財政基盤の確立が重要であることは言うまでもありません。

地方税財源の充実確保につきましては、今後とも大阪府市長会を通じ国税と地方税の税源配分の見直しや地方への税源移譲等、地方交付税の所要額の確保を含め大阪府を通じ国に要望してまいります。(財政部)

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

平成20年10月から松原市・羽曳野市・藤井寺市の3市共同による広域の小児急病診療体制について整備し、羽曳野市の休日診療所において土・日・祝日の準夜帯における初期急病診療を開始しております。

南河内医療圏域では、平成21年4月より医療機関の協力を得て、これまでの救急医療体制に加え、救急医療の要請が特に多い時間帯(20～23時)において、急病(眼科・耳鼻科・小児科・周産期を除く)やケガに対する初期救急医療体制を整備して実施するところです。

市立松原病院は、施設・整備の著しい老朽化や耐震問題、医師不足による経営悪化、不良債務の発生、本市の財政状況等様々な要因により平成21年3月末で閉院となり、これに伴う病院(医療機能)再編計画により市立松原病院が担ってきた救急医療・小児医療(小児救急を含む)や地域における必要な医療提供体制を松原徳洲会病院が継承することになりました。再編計画の一端として平成21年3月より小児科の急病診療を日・祝の日勤帯で開始しているところです。

(保健福祉部)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護サービスの健全かつ適正な運営を確保する観点から、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ること及び介護従事者の労働環境の質的向上に向けて、大阪府の指導のもと、関係法令の遵守及び義務の履行を確保するため、関係主管課及び大阪府との緊密な連携のもと取り組んでまいります。(保健福祉部)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担軽減については、国におきまして平成24年3月31日まで延長されることとなっております。

また、平成21年7月より軽減措置を適用するために設けている「資産要件」の廃止や「心身障害者扶養共給付金」を収入認定から除外するなどにより、さらに負担軽減が図られることとなりました。(保健福祉部)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

保健所において精神的疾患や引きこもりなどのこころの健康相談を実施しております。本市で相談を受けた場合は、医療機関の紹介や保健所専門職（ケースワーカーや精神科医）と連携をとりながら対応しているところです。

また、保健所が主催となり「ひきこもり地域サポート会議」として各機関（保健所・市・社会福祉協議会・民生委員協議会等）と定期的なネットワーク会議を行い、事例検討や相談状況についての情報交換を行っております。(保健福祉部)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

平成21年度に民間保育所1ヶ所の開設を行い、2保育所にて定員の増員を行いました。今後も

児童人口の推移や入所申し込み状況を見ながら、その対応に努めてまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

多様な子育て支援ニーズの増加等に的確に対応するため、従来から延長保育・一時保育・休日保育・病後児保育・ファミリーサポートセンター・地域子育て支援拠点事業などを実施しているところでございます。これからもファミリーサポートセンターの会員数の増加を図ることに努め、保育所や地域子育て支援拠点事業を中心に様々な子育て支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

小学校区に一人の子育て支援協力員を配置し、地域の子育て支援の相談窓口となっており、地域の方々との連携を深めてまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

非正規職員につきましても重要な役割を担っていただいているところであり、勤務内容等についても従来より配慮に努めているところでございます。保育所の適正な運営を図るために必要な職員体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

職員研修につきましても、保育内容の充実に向けた研修に取り組んでまいりたいと考えております。

(保健福祉部)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

学校における児童の安全確保のため、昨年度と同様にすべての小学校にセーフティスクールサポート員を配置してまいります。

(教育委員会事務局管理部)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など

働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

子どもたち一人ひとりの成長段階に応じ望ましい職業観・勤労観を育成するとともに、将来社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせる必要があると認識しております。そのため各学校において、教育活動全体を通じて、子どもたちの夢や希望に対する自己実現を支援するための取り組みや、進路に関する適切な情報提供等ガイダンス機能の一層の充実を図ってまいります。なおその際、小学校1・2年生の35人学級や少人数指導等を通じ、きめ細かな指導の徹底にも引き続き努めてまいります。

また、「ものづくり教育」については、地域の伝統的産業の学習として小学校を中心に組み込んでまいりました。その際、地域教材に関する学習コンテンツを作成しネットワーク上に掲載しており、各学校で学習を進める際有効に活用されています。なお中学校においては、職場体験学習の際に地域の伝統産業・地場産業について学ぶ機会を設定し、各事業所のご協力を得ながら職場体験学習の推進に努めております。
(教育委員会事務局学校教育部)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市におきましては平成19年度より要保護児童対策地域協議会を発足させ、要保護児童等に対し迅速に支援を開始することができ、各関係機関等が連携をとり合うことで情報の共有化が図られ、虐待に対する相談・支援の機能強化を行っております。
(保健福祉部)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

ドメスティック・バイオレンスの被害者に係る支援につきましては、①ネットワークと迅速な対応②既存の福祉施策等の十分な活用③配偶者暴力相談支援センターなど関係機関が連携を保ち、情報提供その他の援助を行い円滑な支援ができるように、あらかじめ支援等の方策について検討するなど、身近な行政主体として、一層の推進をめざしてまいります。

(総務部・保健福祉部)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市におきましては、1988(平成10)年11月に、人権の尊重と女性差別撤廃条約を基本理念とした「松原市男女協同参画プラン～輝けまつばら 女と男で～」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし近年、少子高齢化の進展や社会経済情勢は急激に変化し、個人の生き方や価値観も多様化しており、このような時代のなかで引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応するためにプランを見直し、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5ヶ年を計画期間とする「松原市男女共同参画プラン Second Stage」を策定いたしました。

今後におきましても、「男だから、女だから」といった理由で制約を受けることのない、何よりも本人の意思が尊重される男女共同参画社会の実現のため、大阪府をはじめ事業者や市民の皆様と協働して、積極的に施策を実施し、取り組んでまいりたいと考えております。(総務部)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。
また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

地球温暖化防止対策につきましては、特に家庭での省エネ・省資源やごみの減量などにより環境負荷の少ない生活に転換していただくため、環境家計簿等による普及啓発に取り組んでまいります。

また運輸部門における温室効果ガスの排出量の9割以上は自動車で占められていることから、その対策の一つとして、渋滞を緩和し輸送効率を高め、その代替輸送手段の公共バス・鉄道等の利用を促進する「ノーマイカーデー運動」等の普及啓発に取り組んでまいります。

(市民生活部)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組み

を推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を早期に全国平均並み（19.0%）にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

（回答）

循環型社会の実現に向け、各種団体との連携と協働に努め、啓発活動を進めるとともに、地域に密着した環境施策を推進してまいります。

市の事業としては、不用品の情報交換の場である「不用品情報板」の設置、市民団体と共催しておりますごみ減量化・再資源化を進める「市民リサイクルふれあいマーケット」及び各種団体に対する「集団回収報奨金制度」の実施をしております。

また、市民にごみ問題への意識を高めていただくため、「生ごみ等コンポスト容器（非電気式）及び電気式の生ごみ処理機」の購入に対してその経費の一部助成を行い、家庭ごみの減量化及び有効活用を促しています。

（市民生活部）

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

（回答）

避難所につきましては、「松原市地域防災計画」により指定避難所として49ヶ所、緊急避難所として26ヶ所を指定しております。また、避難場所への誘導標識は市内210ヶ所に設置し、他にハザードマップをもとに浸水深や避難所の位置を示した「まるごとまちごとハザードマップ」を設置しております。

平成18年度に「緊急5ヶ年計画」を策定し、学校施設の耐震化を最重要課題として積極的に進めており、本年度末には91.7%の耐震化率をめざしております。

（総務部・教育委員会事務局管理部）

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

（回答）

「安心・安全な生活」につきましては、松原防犯協議会・松原市警察などとも連携しながらパトロールや啓発等を行っておりますが、市民が安心・安全に生活できるようにさらに強化していきたいと考えております。また、登下校時の子ども見守り活動については、市や防犯協議会・地

域の方々によるパトロールを行っております。

(総務部・教育委員会事務局管理部)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本市の農業は大都市に隣接した都市近郊農業で、少ない耕作面積ながら鮮度の良さや輸送コストの安価さなど利点を生かした地場農作物を出荷されている農家も数多くおられ、農家・農協・行政三者で様々な取り組みを行っておりますが、今後も引き続き販路拡大や「地産地消」を推進してまいります。

(市民生活部)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害救済の法制度につきましては、日本における「人権の法制度」の総合的確立をめざす法律として、制定が求められております。さらに、制定に際しては1993年12月20日に国際連合総会で決議された国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に則ったもので、独立性が確保され迅速性・専門性を備えた機能の確保が求められております。

現行制度におきましては、人権問題に関わる事務は法務省人権擁護機関が行っております。そして人権侵害が発生した後の被害者救済については、現在、裁判所による救済のほか、労働問題等の一定の分野における裁判外紛争処理制度等により対応が図られており、人権に関わる相談窓口や個別の専門機関との連携のもと取り組みが行われております。

しかし、人権に関わる問題が多発し、これらの内容についても複雑・多様化していることから、人権侵害を未然に防止し、問題の早期解決、また人権が尊重される社会の実現のためには、人権擁護施策を総合的に推進し人権侵害の救済に関する法制度を早期に確立することが重要であると認識しております。

このため、国における法整備の動向にも注視しながら、大阪府ならびに大阪府市長会や関係市町村とともに協議し、市長会などを通じ国に要望してまいります。

(総務部)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年8月に市役所市民ロビーにて「戦争の悲惨さ平和の尊さ」について改めて考え、風化させることなく次世代へ語り継ぐことを目的として、非核平和展を開催しています。今後も次世代を担う子どもたちへの「戦争の悲惨さ平和の尊さ」の啓発に努めてまいります。

(総務部)